

## 第1節 一般競争入札

### (資格確認)

- 第91条 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に加わろうとする者から、次の各号に掲げる書類の提示を求めるなどしてその資格を確認しなければならない。
- (1) 法令またはこの規則の定めるところにより契約の履行に関し、別段の資格を必要とする場合にあっては、その資格を有することを証するに足りる書面
  - (2) 法人にあっては、その設立登記簿の抄本
- 2 契約担当者は、令第167条の4第2項各号に掲げる場合に該当すると認める者があったときは、すみやかにその者の住所、氏名並びにその事実を市長に報告しなければならない。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により、資格の確認をしたときは、その資格を有すると認めた者にあっては、入札参加者名簿を作成しなければならない。この場合にあって資格を有しないと認めた者に対しては、その旨を通知しなければならない。

### (入札の公告)

第92条 契約担当者は一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示、その他の方法で公告しなければならない。ただし、急施を要する場合及び入札者若しくは落札者がない場合、又は落札者が契約を結ばない場合において更に入札に付そうとするときは、その期間を3日前までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告には、令第167条の6第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 一般競争入札に付する事項
  - (2) 契約条項を示す場所
  - (3) 入札保証金に関する事項
  - (4) 入札の無効要件に関する事項
  - (5) 工事又は製造の請負について落札価格に制限をもうけるときはその旨
  - (6) その契約が議会の議決を要するものであるときは議会の議決を経たとき成立する旨
  - (7) 工事の請負にあたっては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることを証明する書類を添付した入札者資格承認申請書を要する旨
  - (8) その他必要事項
- ### (入札保証金)

- 第93条 令第167条の7第1項の規定により一般競争入札に参加しようとする者として納付される入札保証金の額は入札に参加しようとする者が見積る入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部をおさめさせないことができる。
- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に石垣市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 第91条の規定による資格を有する者により一般競争入札に付する場合において当該入札に参加しようとする者が過去2ヶ年の間に国(公社及び公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (入札保証金に代る担保)

- 第94条 令第167条の7第2項の規定にもとづき入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は第152条各号に掲げる有価証券とする。
- ### (入札保証金等の納付)

第95条 契約担当者は、前2条の規定による入札保証金又はこれに代えて提供された担保(以下「入札保証金等」という。)を納付させその確認をしなければならない。

### (入札保証金等の還付)

- 第96条 入札保証金等は落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては法第234条第5項の規定により契約が確定したのち、それぞれ入札保証金等の納付者に対して還付する。ただし、落札者の納付にかかる入札保証金等については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

### (予定価格)

第97条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書によって予定して、その予定価格を封書にし開札の際の開札場所におかなればならない。ただし、予定価格を事前に公表する場合は、この限りでない。

- 2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約については単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。  
(平17規則5・一部改正)

(入札)

第98条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知のうえ、入札書を1件ごとに作成して、封書にし、所定の日時までに提出しなければならない。この場合において入札者が他人に代理させるとときは委任状を提出させなければならない。

- 2 契約担当者が特に指定した場合においては、入札書であることを確認できるよう封筒に表記した書留郵便を持って入札書を送付することができる。

(平22規則15・一部改正)

(入札の執行の取り消し又は執行中止)

第99条 契約担当者は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。

(入札の無効)

第100条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

(開札)

第101条 契約担当者は、令第167条の8第1項の規定により開札したときは開札調書を作成しなければならない。

(落札)

第102条 物件の製造、修繕、買入れ、借入れ又は工事請負等に関する入札については予定価格以内の最低価格の入札をした者を、物件の売払い又は貸付等に関する入札については、予定価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、その価格以上のものでなければならない。

- 2 落札が無効であるときは、その次順位の入札をした者を落札者とすることができる。この場合においては、予定価格及び最低制限価格に関する前項の規定を準用する。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続)

第103条 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者としようとするときはその理由及び自己の意見を記載した書面によって市長の承認を受けなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定により落札者の決定があったときは、ただちに落札者とならなかった者に必要な通知をしなければならない。

(最低制限価格)

第104条 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、市長の承認を得てその契約の種類及び金額に応じ第97条の規定により決定した予定価格の10分の6以上で最低制限価格を定めることができる。

- 2 契約担当者は、最低制限価格を設けたときは、第97条の予定価格に併記しなければならない。ただし、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格調書への併記はしないものとし、最低制限価格調書を作成するものとする。

- 3 最低制限価格調書は、封書にし、開札の際の開札場所に置かなければならない。

(平20規則20・平21規則8・平24規則1・平27規則17・平28規則3・一部改正)

(落札の通知)

第105条 契約担当者は、落札が決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。